

(別紙)「宝塚市地域公共交通計画(案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表

\*パブリック・コメント実施後に、以下のとおり修正しました。

No.	項目	ページ	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
1	本編	1 - 4	(5)対象とする公共交通の考え方	記載なし	<p>◎碍の表記について 平成31年(2019年)4月1日から、市で取り扱う公文書において「障害」を「障碍」と表記することとしており、法令や制度、個別の名称などを除いては、「障碍」と表記しています。 「碍」には「さまたげ」や「バリア」の意味があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものでなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な概念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。本市は、障碍のある人の地域社会への参画の促進に取り組むなかで、この社会的障壁を取り除き、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図ります。</p>	<p>① 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	障碍の表記の説明が必要なため。
2	資料編	資 1 0	徒歩で最寄りの施設や駅周辺まで行って活動する場合の活動機会指標値Awの算定箇所	<p>Tw1：往路の勾配を考慮した徒歩時間 Tw2：復路の勾配を徒歩時間</p>	<p>Tw1：往路の勾配を考慮した歩行時間 Tw2：復路の勾配を考慮した歩行時間</p>	<p>① 職員 ② 所管課 ③ その他 ( )</p>	文言に誤りがあったため。

該当する番号に○をつけてください。